

令和8年度9月任用
川崎市総合教育センター 心理臨床相談員
(会計年度任用職員)
募集要項

1 概要について

- (1) 募集人員 若干名
- (2) 業務内容

総合教育センター（溝口相談室・塚越相談室）における次の業務

- ア 臨床心理の専門的な立場からの児童生徒、その保護者への教育相談に関すること
- イ 発達検査（田中ビネー知能検査V、WISC-IV、WISC-V等）の実施【採用後OJT研修あり】
- ウ 就学相談における年長児のアセスメント
- エ その他、総合教育センターにおける業務に関すること

- (3) 勤務地

勤務地は総合教育センターが指定した次のいずれかの場所になります。

- ア 川崎市総合教育センター溝口相談室：〒213-0001 川崎市高津区溝口6-9-3
※JR南武線 武蔵溝ノ口駅から徒歩20分・東急田園都市線二子新地駅から徒歩10分
- イ 川崎市総合教育センター塚越相談室：〒212-0024 川崎市幸区塚越1-6-0
※JR南武線 鹿島田駅から徒歩8分・横須賀線新川崎駅から徒歩10分

2 任用条件等について

- (1) 任用期間

令和8年9月1日から令和9年3月31日まで

※勤務状況が良好な場合、面接の上、4回まで再度の任用を行うことがあります。

※再度任用の場合、上記の範囲内で勤務地が変更になる場合があります。

- (2) 勤務日及び勤務時間等

ア 勤務日は週4日で、総合教育センターの指定した日とします。

イ 指定した日が国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日及び同月3日、12月29日から同月31日までと重なった場合は、その日については勤務を要しない日とします。

ウ 勤務時間は、原則として9時00分から17時15分とします。

エ 休憩時間は、原則として12時00分から13時00分までとします。

- (3) 時間外勤務

時間外勤務は原則ありません。ただし、公務のため臨時または緊急の必要がある場合において勤務時間を超えて勤務を命じることがあります。

- (4) 報酬等

令和8年度月額見込み 259,048円（予定）

地域手当を含みます。

川崎市での勤務経験により金額が加算されることがあります。

原則当月分を当月21日に支払

通勤費相当額 月額150,000円を上限とした認定額

時間外勤務手当 所定の勤務時間を超えて勤務した場合、当月超過勤務分を翌月21日に支払

上記の他、期末手当等がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。

- (5) 保険の適用

健康保険、厚生年金保険、介護保険、雇用保険及び労働者災害補償保険の適用あり

- (6) その他

有給休暇あり

3 応募について

(1) 応募要件

令和8年9月1日現在において、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- ア 公認心理師、臨床心理士、臨床発達心理士、学校心理士、ガイダンスカウンセラー等いずれかの資格を取得、または取得見込の者
- イ 児童生徒の臨床心理・発達障害・発達心理学・特別支援教育等を専門とし、心理学系大学院を修了、または修了見込の者

※ただし、地方公務員法第16条及び令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。）第2条第8項の規定により、次に該当する者は受検できません。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 川崎市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 5 こども性暴力防止法第2条第8項に規定する特定性犯罪事実該当者である者

※採用者において、こども性暴力防止法施行後に特定性犯罪事実確認（確認には、戸籍情報を採用者本人がこども家庭庁へ提出する必要があります。）を行った結果、特定性犯罪事実該当者であった場合は、本業務に従事させないこと等の必要な措置を講じます。

(2) 応募方法

次の書類を同封の上、下記「(4) 送付先」に簡易書留にて郵送してください。

- ア 川崎市総合教育センター心理臨床相談員採用選考 履歴書（様式1） 1通
- イ 川崎市総合教育センター心理臨床相談員採用選考 自己紹介書（様式2） 1通
- ウ 最終学歴修了（見込）証明書 ＊コピー不可 1通
（但し、期日に間に合わない場合は、申し込みには最終学歴修了証のコピーで可。選考日には最終学歴修了証明書の原本を持参のこと）
- エ 有資格者は資格証明書のコピー 1通
- オ こども性暴力防止法に規定される特定性犯罪事実該当者でない旨の宣誓書 1通
- カ 返信用封筒（長型3号）1通 ＊住所氏名（様まで）を記入、110円切手を添付すること
- キ 小論文用紙（様式3） 1通 ＊以下の情報を基に、**問い**について400～600字程度で述べてください。

【対象児】 通常の学級に在籍する小学校6年生男子

【検査結果】 WISC-Vを実施 FSIQ 66	言語理解	45
	視空間	91
	流動性推理	78
	ワーキングメモリー	54
	処理速度	78

【児童の様子】

授業中に先生の指示が分からず、クラスの友達との差を感じ始めており、「自分なんか」「どうせできない」と後ろ向きな発言をよくするようになった。最近は学校へ行きたがらなくなっており、欠席が増えている。

問い 本児について考えられる実態をふまえて、具体的な支援方法を述べてください。

※提出された書類は返却しません。

※記載された個人情報、採用選考及び採用に関わる業務のみに使用します。

(3) 応募期間

令和8年6月10日(水)～令和8年7月3日(金) 必着

(4) 送付先

〒213-0001 川崎市高津区溝口6-9-3

川崎市総合教育センター溝口相談室 心理臨床相談員 採用担当宛

4 選考について

(1) 選考方法 ①と②の結果を総合的に判断し、選考します。

①応募時に提出された小論文

②個人面接30分間

【日時】令和8年7月10日(金) 午後1時30分にお越しください。

【会場】川崎市総合教育センター溝口相談室 〒213-0001 川崎市高津区溝口6-9-3

電話044-844-3700(選考当日の連絡はこちらへお願いします。)

※公共交通機関を御利用ください、

JR南武線 武蔵溝ノ口駅から徒歩20分・東急田園都市線二子新地駅から徒歩10分

※川崎市総合教育センターへのアクセスはホームページを御覧ください。

【持ち物】筆記用具(鉛筆、シャープペンシル、消しゴム等) ※上履きは不要です。

(2) 選考結果

選考結果は、次の各号のいずれかとなります。

ア 令和8年度心理臨床相談員(令和8年9月1日～令和9年3月31日)として任用する。

イ 令和8年度名簿登録者(欠員等が生じた場合の候補者)とする。

ウ 名簿登録の対象外とする。

※イの名簿登録は令和9年3月末まで有効とし、年度途中で欠員が生じた場合には名簿登録者に連絡します。

※名簿登録希望の有無については、履歴書の該当欄に○をつけてください。

(3) 選考結果通知

令和8年7月17日(金)頃 発送予定

※合格者には同日に電話連絡にて意思確認もさせていただきます。

5 問合せ先

川崎市総合教育センター溝口相談室 心理臨床相談員 採用担当

電話 044-844-3741

受付時間 9時00分～17時00(平日)